

ご契約に関する重要事項確認書  
(保税蔵置場利用・H号)

1. 所在地 東京都品川区東品川1-32-8
2. 利用可能時間 お客様と当社で別途定めた時間  
※税関手続を要する場合、税関の休所日でも受付はできますが、取り扱いは税関開所日と当社の翌営業日となります。  
例) 土曜日に内容点検申込み・受付 →月曜日に税関手続(月曜日が祝祭日の場合は除く)
3. ご利用方法
  1. 内容点検及び仕分け業務等(関税法第40条第1項に定める行為をいい、以下あわせて「内容点検等」といいます)を実施する際は、ご希望日の当社7営業日前(ただし年末年始を除く)の午前11時00分までに当社指定の連絡方法にてご連絡いただき、内容点検等を行う当日は、ご本人確認書類をご持参下さい。お忘れになりますとご利用いただけませんのでご注意ください。
  2. 保税品の展示及び簡単な加工等(関税法第40条第2項に定める行為をいいます)につきましては、所轄税関より事前に許可を取得する必要があるため、ご希望日の14営業日前の午前11時00分までに当社指定の連絡方法にてご連絡下さい。
  3. 保税蔵置場内に立ち入る場合、税関の指示により当社担当者が終始立ち合わせていただきますので、立ち入りの前日までにご連絡ください。
4. お支払い
  1. 施設利用料は原則として先払いとします。追加費用等に関しては、利用終了後の精算とします。
  2. 前項に定める追加費用等は、ご利用終了日の月末までに当社より発行するご請求書をもって確定いたします。請求書に記載された期限までに当社指定の銀行口座へお振込みください。なお、振込手数料はお客様負担となります。
5. 届出事項の変更  
氏名、商号、住所、電話番号、連絡先、お届け印等の届出事項に変更があった場合は、当社指定の身分証明書を添付し、直ちに書面にてお届け下さい。届出前に生じた損害につきましては、当社は一切責任を負いません。
6. 解約について  
申込後の解約は、キャンセル料が発生する場合があります。
7. 保管期間と契約の解除等について
  1. 保税蔵置場における保税品の保管期間は、当該保税品について日本国内で保管をし始めた日を起算して原則3ヶ月間(他保税蔵置場で保管していた期間も含む)となります。3ヶ月を超えて保税蔵置場にて保管する場合には、税関への長期蔵置許可申請が必要となり別途手数料が発生しますので、予めご了承ください。
  2. 前項に規定する税関への長期蔵置許可申請が必要となる場合、お客様は、当社に保税期間が終了する2週間前までに申込をしたうえで、超過期間における施設利用料を支払うもの

とします。

3. 支払期日を過ぎても前項のお支払いが確認できない場合、当社は保管期間の更新を拒絶し解約することができます。その場合、保管期間の満了日の1週間以前にその旨を予告し、保管期間の満了と同時にお客様へ解約を申し入れたものとみなします。
4. お客様の荷物が保管に適さない場合、保管期間が法定蔵置期間を超える保税品の場合など、当社は受け入れの拒否又は契約の解除をすることができます。

※詳しくは、倉庫寄託約款第11条をご覧ください。

#### 1. 保管品の返還について

お客様からお支払いがない場合、当社は、その支払を受けるまでは、保管品の返還の請求に応じないことができます。なお、この期間中も施設利用料をお支払い頂きます。

#### 2. 輸入手続完了後の保管品について

外国貨物の輸入手続完了後の保管品については、遅滞なく引き取っていただくか、当社の絵画個品保管サービスへご契約を切り替えたうえで、保税蔵置場から移動させていただきます。ご契約切り替え後、保管料及び寄託価額は新たなご契約内容に準じます。

#### 3. 関税未納付又は引取りのない保管品の処分について

保税蔵置期間を超過し、お客様が荷物を引取らない場合、収容制度により税関が強制的に占有します。また、関税の未納付により税関によって公売又は随意売却される場合があります。その場合、売却額から保管料等当社に対する支払を行います。

### ⑪ 保険について

#### 1. 保管中の保管品に対する保険

(1)当社は、お客様が当社に対して保険の付保を書面により保険金額や保険内容等を指図した場合のみ、お客様の費用負担に基づき当社が保険に加入し付保します。

(2)お客様は、前項の指図を行わない場合は、自らの費用と責任において保管品の寄託価額を補償する適切な保険に加入し付保するものとします。

#### 2. 本施設に持ち込まれる物品(造作・什器・備品・商品等)に対する保険

お客様は、火災、盗難等の損害を担保するため、本施設に持ち込まれる物品(造作、什器、備品、商品等)につき、保険会社との間で損害保険契約を締結するものとし、これらによって生じた損害の賠償を当社に請求することはできないものとします。

### ⑫ 当社の賠償責任について

#### 1. 当社は、以下の事項につき生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- 荷物の性質・欠陥
- 虫害
- さび・自然劣化
- 温度・湿度管理による損害
- 核・放射能による損害
- 回避することのできない事態等により生じた損害
- 利用申込書に記載すべき事項を記載しない場合等により生じた損害

- 関税権限の命令
- 倉庫寄託約款に記載の免責事項

※倉庫寄託約款 第8条第3項、第7章、第8章 及び 特約条項第11条 参照

2. 上記を除き、お客様に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限ります。
3. 損害が発生した場合の賠償は、以下の通りです。

#### (1)外国貨物の場合

規約の第4条第3項又は第4項に基づいて当社又はお客様により保管品に付保された保険及び第30条に基づいてお客様により本施設に持ち込まれる物品等に付保された保険を当該賠償金に充当するものとし、当社は付保された保険の担保範囲内でのみ責任を負うものとします。

#### (2)国内貨物の場合

当社と合意した寄託価額を限度といたします。この寄託価額は、当社と協議のうえ、相当と認められる価額とし、必要に応じ変更することができます。

#### ⑬ 個人情報の取り扱いについて

当社は当社の個人情報保護方針に則り、お客様の個人情報を適切に取り扱います。

#### ⑭ 規定の変更について

当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく本規定を変更できるものとします。なお、本規定を変更した場合は、変更以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

#### 本サービスのお問い合わせ先

サービス提供会社	寺田倉庫株式会社 本店所在地：東京都品川区東品川 2-6-10
連絡先	E-mail artpj@terrada.co.jp
受付時間	10:00～18:00 土日・祝祭日及び年末年始は休業日となります。

## 保税ギャラリースペース利用規約

2022年8月15日 制定

保税ギャラリースペース利用規約（以下「本規約」といいます）は、寺田倉庫株式会社（以下「当社」といいます）が管理する物件（以下「建物」といいます）のうち、保税蔵置場である保税ギャラリースペース（以下「本施設」といいます）の利用に関する条件を定めたものであり、お客様は本規約の他、当社が別途定める関連規定等（主に、倉庫寄託約款（以下「約款」といいます）を指します。以下「関連規定等」といいます）を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本施設を利用するものとします。

### 第1条 利用目的

1. 本施設は以下の目的でのみご利用できます。
  - (1) 本規約の条件に基づいて保税蔵置場である本施設において保管（寄託）される保税品（以下「保管品」といいます）の展覧会、展示会
  - (2) その他当社及び申込者（次条第1項で定義されます）又は契約者（次条第5項で定義されます）にて協議の上合意した目的
  - (3) 前各号の目的に付随する業務等
2. 前項の利用のため、本施設において保管品の保管（寄託）を受けるものとします。

### 第2条 申込みと手続

1. 本施設の利用を希望するお客様（以下「申込者」といいます）は、当社所定の「保税蔵置場利用申込書」及び「寄託申込書」（総じて、以下「利用申込書」といいます）の必要事項を記入し、署名又は記名捺印のうえ、当社に提出して、本施設利用の申込みをするものとします。
2. 本施設利用の申込みは、利用開始日の12か月前から受付を開始します。
3. 当社は、利用申込書の提出から原則として1か月以内に申込者から受領した利用申込書の審査を行い、申込者に利用の可否をご連絡します。審査の結果、お申込みの意に添えない場合があります。また、審査の過程や、審査結果に関するお問い合わせには一切回答できません。
4. 当社より利用可能のご連絡をした時点をもって、申込者の申込に対する承諾とし、当社と申込者との間に本施設の利用契約（以下「本契約」といいます）が成立します。
5. 本契約が成立した申込者（以下「契約者」といいます）は、第8条第2項に従い、当社所定の期限までに施設利用料をお支払いください。当該期限までにお支払いのない場合、本契約はキャンセルされたものとみなします。
6. 契約者は、遅くとも利用開始日の1か月前までに、当社担当者とのスケジュールやプログラム、会場設営、設備等について、詳細の打合せを行い、展示会の開催概要を書面にて共有してください。
7. 本規約は当社指定保税蔵置場における保税品の取り扱いを定めています。国内貨物として継続して保管を希望する場合には、別途当社指定の申込み手続が必要となります。ただし、日本国内における当社指定場所での保管に限ります。

### 第3条 保管（寄託）に関する提出書類

申込者は、前条第1項の申込みにおける外国貨物である保管品の保管（寄託）の申込みに際して、当社所定の記載事項のほか、入庫の際における貨物の検査を許可する旨を記載してください。なお、約款規約条項第1条に記載の「積載船舶の名称及びその国籍」については記載の必要はなく、保税運送承認書の提出をもってこれに代えるものとします。

### 第4条 寄託価額及び保険

1. 保管品の寄託価額は、保管品の内容にかかわらず、第2条第1項の寄託申込書に定める通りとします。
2. 申込者は、保管品となる外国貨物の保管（寄託）を申込み際、当該貨物に関し、前項の規定に基づく寄託価額を当社所定の方法により申告してください。
3. 当社は、申込者又は契約者が当社に対して保険の付保を書面により保険金額や保険内容等を明示した上で指図した場合のみ、申込者又は契約者の費用負担に基づき当社が保険に加入し付保します。
4. 申込者又は契約者は、前項の指図を行わない場合は、自らの費用と責任において保管品の寄託価額を補償する適切な保険に加入し付保するものとします。

#### 第5条 契約者確認

当社は、以下の各号のうちいずれかに定める者を、保管品の搬出・搬入作業、閲覧等につき正当な権限がある者として取り扱います。万一、その者の適否又は代理権限の有無若しくは範囲等に関して問題が発生しても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

- (1) 利用申込書に押印した印鑑（以下「お届印」といいます）又はお届印を捺印された当社所定の用紙を持参した者
- (2) 当社所定の本人確認書類により契約者本人であることが確認できた者
- (3) 利用申込書に記載したサイン（以下「登録サイン」といいます）と同一の署名を記載した者

#### 第6条 個人情報保護

ホームページ記載等相当の方法で公表する当社の個人情報保護方針に従い、別紙に提示する個人情報の取り扱いについて、本契約の申し込みをもって申込者又は契約者はこれに同意したものとみなします。なお、当社は、当社の個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いを変更した場合、ホームページ記載等相当の方法で公表し、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

#### 第7条 利用可能時間

当社は、申込者と協議のうえ、利用申込書にて本施設の利用可能時間を定めます。

#### 第8条 支払い

1. 施設利用料、付帯設備利用料及びその他の追加費用（付帯設備利用料及びその他の追加費用を合わせて、以下「追加費用等」という）は、当社が別途定めます。なお、お支払いはすべて日本円とします。
2. 施設利用料は原則として先払いとします。本契約成立後に当社より提出のご請求書に記載された期限までに当社指定の口座に施設利用料をお振込みください。なお、振込手数料（国際送金の場合は受取銀行手数料を含む国際送金に要する全ての手数をいい、以下同じとします）は契約者の負担となります。
3. 追加費用等に関しては、利用終了後の精算とします。追加費用等は、ご利用終了日の月末までに当社より提出のご請求書をもって確定します。請求書に記載された期限までに当社指定の口座に追加費用等をお振込みください。なお、振込手数料は契約者の負担となります。

#### 第9条 申込みの取消し

1. 申込みを取り消す場合は速やかに当社に通知してください。
2. 第2条第5項に従って当社と契約者との間に本契約が成立した後の申込みの取消しは、以下の通りキャンセル料が発生します。

本契約時から60日前までに申込の取消しの通知をした場合 施設利用料の10%

利用開始日の59日前から30日前までに申込の取消しの通知をした場合 施設利用料の25%

利用開始日の29日前から14日前までに申込の取消しの通知をした場合 施設利用料の50%

利用開始日の13日前以降に申込の取消しの通知をした場合 施設利用料の100%

3. 申込みの取消しがなされた場合、当社は、契約者にキャンセル料を請求するものとし、当社より請求書を発行するものとします。請求書に記載された期限までに当社指定の口座にキャンセル料をお振込みください。なお、振込手数料は契約者の負担となります。ただし、受領済みの施設利用料がある場合は、当該施設利用料から前項のキャンセル料を控

除した残額を、契約者に返還するものとし、契約者指定の口座に当該残額を振込むものとします。なお、振込手数料は契約者の負担となります。

- 4 前項の場合において、施設利用料が未払いの場合又は支払い済みの施設利用料がキャンセル料に満たないときは、契約者が支払うべきキャンセル料については、当社より請求書を発行するものとします。請求書に記載された期限までに当社指定の口座にキャンセル料をお振込みください。なお、振込手数料は契約者の負担となります。

#### 第10条 申込み事項の変更

利用申込書に記載した事項に関して次の各号に掲げる変更を希望する場合は、速やかに当社に通知のうえ、当社所定の方法により手続きしてください。手続前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

##### (1) 利用日程・利用時間の延長をする場合

当社への通知後、追加分の利用申込書をご提出いただきます。差額分の施設利用料が発生します。新たな利用申込書に基づく申込みの手続は、第2条に準じるものとします。

##### (2) 利用日程・利用時間の短縮をする場合その他利用日程・利用時間の変更をする場合（前号の場合を除きます）

当社への通知後、新たな利用申込書をご提出いただきます。変更前の本契約に関する申込みは取り消されたものとみなし、契約者は、新たな利用申込書に基づいて成立する本契約に係る施設利用料に加えて、前条に定める申込みの取消しに係るキャンセル料をお支払いいただきます。新たな利用申込書に基づく申込みの手続は、第2条に準じるものとします。

##### (3) 申込者又は主催者に変更があった場合

当社への通知後、新たな利用申込書をご提出いただきます。変更前の本契約に関する申込みは取り消されたものとみなし、契約者は、新たな利用申込書に基づいて成立する本契約に係る施設利用料に加えて、前条に定める申込みの取消しに係るキャンセル料をお支払いいただきます。新たな利用申込書に基づく申込みの手続は、第2条に準じるものとします。

##### (4) 氏名、商号、住所、その他届出事項に変更があった場合、又は変更しようとする場合

##### (5) 前各号の他、本契約の内容に影響を及ぼす事態が生じた場合

#### 第11条 保管品の確認

1. 契約者は、保管品について滅失又はき損がないものであることを事前に確認したうえで、当社へ預け入れを行うものとします。
2. 契約者は、保管品を引き取る場合、滅失又はき損がないものであることをただちに確認するものとします。

#### 第12条 各税関手続（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

1. 契約者は、次の各号にかかげる場合には、当社所定の方法により、有償にて必要な税関手続を当社へ委託しなければなりません。
  - (1) 当社保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき
  - (2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき
  - (3) 外国貨物の見本の展示、簡単な加工等、関税法第40条第2項所定の行為を行うとき
  - (4) 外国貨物である美術品の展示・閲覧に関わる必要な行為をするとき
  - (5) 外国貨物を当社保税蔵置場から出庫するとき
  - (6) 土曜日、日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき
  - (7) 第10条第1号の利用期間の延長のため長期蔵置許可申請を行うとき。
2. 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用します。
3. 前二項において、保管品の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、契約者より当社へ委託することができます。
4. 前三項において、委託内容によっては、当社は第三者に再委託することがあります。

#### 第13条 本施設内での作業依頼（保管品の内容点検等）

1. 契約者は、当社所定の方法により、当社に本施設内での保管品の内容点検等を依頼することができます。
2. 当社は、以下の内容を契約者から受領したとき、保管品の内容点検につき正当な権限がある者として取り扱います。  
万一、その者の適否又は代理権限の有無若しくは範囲等に関して問題が発生しても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
  - ・ 約款第8条に定める寄託申込書又はその内容を満たした当社所定の申込書に記入のうえ、登録サインと同一の署名又はお届印による記名捺印がなされた書面
3. 契約者は、本施設への立入りをを行う場合は、当社所定の方法により、事前に当社に対して通知を行うものとし、当社立会いのもと立入りをを行うものとします。

#### 第14条 閲覧・開封

当社は契約者に通知することなく保管品の閲覧、開封又は保管設備への立入り点検することがあります。また、内容により、所管税関事務所に届出の上、保管品を取り扱います。

#### 第15条 保管期間

当社は、外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる保管の依頼については、拒否することができます。

#### 第16条 輸入手続完了後の保管品

1. 外国貨物である保管品の輸入手続を完了したときは、本契約は終了するものとし、契約者は、遅滞なく保管品を引き取り、かつ、第27条による本施設の明渡しを完了させるものとします。なお、契約者が、国内貨物として継続して保管品の保管を希望する場合には、第2条第7項に従うものとします。
2. 当社は、前項による引取りがなされないときは、契約者の費用で保管品を保税を目的としない倉庫に倉移しすることができます。当社は当該倉移しによる損害に関する責任は一切負いません。
3. 当社は、第1項により引取りがなされないときは、契約者に通知して保管品の寄託価額を変更することができます。

#### 第17条 保管方法の変更

当社は、次の各号の場合には、保管品の入庫当時の保管設備の変更、保管品の積換、他の貨物との混置、その他保管方法の変更をすることができるものとします。なお、本条第2号及び第3号の場合、保管方法の変更によって契約者に損害が生じても、当社は当該損害を賠償する義務を負いません。

- (1) 本施設の利用期間の終了、本契約の解除、解約その他本契約が終了したとき
- (2) 保管料、その他本契約に基づく債務の弁済を遅滞したとき
- (3) 施設の閉鎖、修繕その他相当の事由があるとき

#### 第18条 緊急時の入館制限

次の各号の場合には、契約者の安全を確保するため、当社は各保管・展示サービスを提供する施設への入館を一時的に制限することができるものとします。

- (1) 地震、火災、津波、高潮、大水又は暴風雨等の災害時
- (2) 戦争、事変、暴動発生時、若しくはこれらの発生が予見されるとき
- (3) 前各号の内容と同程度の危機が契約者に及ぶ可能性が予見されるとき

#### 第19条 禁止行為

1. 本施設内では、以下の行為は禁止します。当社の注意に従わず、繰り返し禁止行為を行った場合、当社の判断で利用期間中であっても当該利用を中断することができるものとします。
  - (1) 建物の敷地内の空地に建物又は工作物等を新增設する行為
  - (2) 本施設への過重重量物、発火性の強い物等危険物、又は衛生上有害な物及び動物の持込み、本物件維持管理上有害な行為、その他近隣の迷惑妨害となるような一切の行為
  - (3) 本施設の主体及び構造を変更し若しくは耐久力を減縮する工事又はそのおそれのある工事、その他本物件に損害を

及ぼすような一切の行為

- (4) 本施設以外の占用、第三者名義の掲示及び電話の引き込み等の行為
- (5) 本施設又は本施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせる行為
- (6) 搬入・搬出その他の事情により、当社が指定する範囲外の場所において車両通行、駐車、物品等の放置、立入りを  
する行為
- (7) 建物、付帯設備へのガムテープ・両面テープ等粘着強度の強いテープ貼りや釘打ちをする行為
- (8) 当社敷地内又は本施設内における喫煙
- (9) 当社が認める場所以外での飲食
- (10) 当社担当者の許可なく保税区域への立ち入り
- (11) 当社の許可を得ずに保税貨物に対して行う一切の行為
- (12) 関税法上禁止されている行為
- (13) その他当社が指定する禁止行為

2. 前項の場合でも、当社は、契約者、主催者及び利用者側で発生する損害は一切負いません。

## 第20条 利用の不承認、承認の取消

次の各号に掲げる事由が認められる場合、当社は契約者に対し、利用日前、利用当日を問わず、利用をお断りすることができます。この場合、当社は、契約者、主催者及び利用者などに発生した損害一切負いません。

- (1) 建物の秩序を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき
- (2) 催事の内容が建物の活用の趣旨に反すると認められるとき
- (3) 建物の運営上支障があるおそれのあるとき
- (4) 利用申込書の内容と異なる事由が認められるとき
- (5) 契約者、主催者及び利用者が本規約に反したとき
- (6) 建物の管理上不適当と認められるとき
- (7) 建物の保守による工事等のため立ち入りを制限する必要が生じたとき
- (8) その他、前条に定める禁止行為がなされようとしているとき又はなされたとき
- (9) 税関職員及び保税担当者の指示に従わないとき

## 第21条 契約者の管理責任

1. 利用期間中は、受付及び保守管理等のために契約者側の担当者を1人以上常駐させて下さい。人員の確保は契約者にて行い、次の各号に掲げる事項は、契約者が責任を持って行ってください。ただし、当社が指示した場合、契約者は当社の指示に従うものとします。

- (1) 会場前の行列整理と誘導
- (2) 会場内の整理と警備
- (3) 座席案内/入場券販売/モギリ/手荷物のお預かり/場内アナウンス
- (4) 非常時の避難誘導、消火活動など
- (5) 貴重品等の契約者の所有物（契約者が、ご利用者らを含む第三者から貸与を受けているものも含まれます。）の管理。

2. 他フロアや外部施設への音漏れを抑えるため、利用時の音量を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。

3. 本施設内の催事告知は所定備品をご利用ください。掲示スペースは当社にて指定させていただきます。

4. 当社が貸出した備品はご利用後、担当者の指示に従い、所定の収納スペースに片付けてください。

5. 契約者は、利用期間中に本施設に出入りする者に、第19条（禁止行為）の定めその他当社が指定する事項を遵守させなければならないものとします。

6. 万一、救急車の要請や警察への通報が必要な事態が発生した場合、ただちに当社スタッフまでお知らせください。

7. 契約者は、本施設、建物、及びその敷地を善良なる管理者の注意をもって管理、使用しなければならないものとしま

す。

8. 契約者は、本規約及びこれに付随して締結した契約等の各条項につき、契約者の使用人、訪問者等の行為に対してもその責任を負わなければならないものとします。
9. 契約者は、本施設内で利用期間中に発生した事故について、一切の責任を負わなければならないものとします。

## 第22条 不可抗力による利用中止等

1. 不測の事故や災害等の不可抗力により、本施設を利用できないと当社が判断した場合は、当社は本施設の利用を中止させることができます。この場合、当社は契約者に対しキャンセル料の請求は行わないものといたします。
2. 前項の場合においても、当社は、契約者、主催者及び利用者側で発生する損害についての補償はいたしません。

## 第23条 承諾事項

契約者又は契約者より委託を受けた第三者が、次の各号に該当する行為をする場合には、当社の承諾を得なければならないものとします。その他ご利用に関しては当社担当者と協議、相談の上その指示に従ってください。

- (1) 本施設内に重量物の搬入及び据付等をする行為
- (2) 当社が指定した工事業者等を変更する行為
- (3) 本施設内において物品の販売をする行為
- (4) 本施設にて実施するイベント告知等を各種媒体に掲載する行為

## 第24条 現状変更等

本施設の現状変更は原則としてできないものとします。ただし、所轄税関の許可を得た場合に限り、契約者と当社にて協議を行ったうえで当社の認める範囲で現状変更を認める場合があります。

## 第25条 設営・撤去・搬入・搬出等

1. 備品等の搬入、仕込み作業、展示設営、及びその他一切の準備作業並びに展示解体、搬出、その他一切の撤去作業は利用時間内に契約者側スタッフが手配するものとします。保税区分に国内貨物である備品類を入れる時は、当社の許可を得てから行うものとします。
2. 備品等の搬入、搬出（宅配便等による搬出入を含む）は、契約者と当社の間で別途定めた利用時間内に実施するものとします。備品等の搬入に宅配便を利用する場合は、宛先住所欄の末尾に「〇〇（当施設名）展示用」と記載するものとします。
3. 展示終了後は契約者が本施設を清掃し、ゴミはすべて持ち帰るものとします。
4. 契約者は、搬出入スペース・エレベーターを利用する際は利用前の打ち合わせの際に、利用時間、利用台数、利用車種及びナンバー情報を担当者に書面にて申し出るとともに、搬出入スペース・エレベーターにおける時間・場所の利用制限を順守するものとします。
5. 備品等の搬出入時は必ず共用部分の養生をするものとします。
6. 持込み施工物・機材は転倒・落下防止の為に安全対策を行うものとします。対策が不十分な場合には当社担当者の指示に従うものとします。パネルや幕類その他一切の持込み施工物・機材・備品類は防炎加工済みのものを使用するものとします。

## 第26条 関係諸官庁への届出

1. 展覧会・展示会の開催に必要な関係諸官庁への届出、手続は契約者側で行うものとします。ただし、契約者側で行えないやむを得ない事由がある場合は、契約者と当社にて協議を行ったうえで当社が認めたときに限り、当社又は当社が委託する業者が契約者側に代わり関係諸官庁への届出、手続を行う場合があります。この場合、申請者は当該届出又は当該手続の内容を十分に確認するものとします。
2. 契約者は、本施設を利用するにあたり、必要な関係諸官庁への一切の届出、手続を遺漏なく履践し、本施設にて行う展覧会・展示会が適法であることを当社に保証するものとし、当該手続を怠った場合に契約者又は第三者に生じるいかなる損害についても当社を免責するものとします。

## 第27条 利用期間の終了

1. 契約者は、本施設の利用期間終了までに、所轄税関の許可を得たうえで展示した保管品を本施設から移動させ、備品等を撤収し、本施設を使用前の状態に戻すものとします。なお、契約者は保管品の移動に先立ち、当社に対して保管品の移動を申請し当社の許可を得るものとし、移動・撤収の際には当社の指示に従うものとします。
2. 第24条ただし書きに基づき現状変更を行った場合は、当社にて原状回復工事を行い、かかる費用は契約者の負担とします。

## 第28条 解除

1. 契約者が次の各号の一つにでも該当する場合には、契約者は期限の利益を失うとともに、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 契約者が本規約又は当社が別途定める関連規定等の一つにでも違反したとき
  - (2) 契約者の責めに帰すべき事由又は保管品の変質等により、当社又は第三者に損害を与え、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき
  - (3) 手形、小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - (4) 差押、仮差押、仮処分、その他の執行を受けたとき
  - (5) 会社更生、破産、民事再生の申立を受け、又は契約者が申立をしたとき
  - (6) 契約者について相続の開始があったとき
  - (7) 利用申込書に記入・押印された内容が事実と反することが明らかになったとき
  - (8) 契約者又は契約者の関係者が、暴力団等、集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行い又は行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者と判明したとき
  - (9) 保管品が収容されたとき
  - (10) 約款に定める解除事由が生じたとき
2. 前項各号の事由により、当社又は第三者が損害を蒙った場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

## 第29条 契約終了時の取り扱い

1. 保管品の輸入手続が完了する前に、本契約の解除、解約、その他の事由により本契約が終了したときは、契約者は直ちに当該保管品を引き取り、かつ、第27条による本施設の明渡しを完了させるものとします。
2. 前項の引取りが1か月遅延したときは、契約者は、当社が契約者の費用で当該保管品の所有権を約款第30条若しくは第31条に基づく手続又はその他の利用可能な手続により契約者から当社又は第三者に移転させ、当該保管品を保税を目的としない倉庫に当社にて倉移しをすることを予め承諾するものとします。
3. 当社は、第1項により引取りがなされないときは、契約者に通知して保管品の寄託価額を変更することができます。

## 第30条 損害保険

契約者は、火災、盗難等の損害を担保するため、本施設に持ち込まれる物品等（造作、什器、備品、商品等）につき、保険会社との間で損害保険契約を締結するものとします。

## 第31条 損害賠償

1. 本契約の履行に際し、契約者又は契約者関係者（本施設への来集者を含みますが、これに限りません）の故意又は過失により、当社又は第三者に損害を与えた場合、契約者は、当社及び当該第三者に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社の承諾の如何を問わず、契約者が第24条の工事等により当社又は第三者に損害を与えた場合、契約者は、当社及び当該第三者に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。
3. 契約者が第27条による本施設の明渡し又は第16条第1項若しくは第29条第1項による保管品の引取りを遅延した場合、契約者は当社に対し、本施設を明け渡すべき日又は本契約の終了日の翌日から明渡し又は引取りの完了日ま

で、1日当たり、施設利用料を日割りした金額（1円未満の端数は四捨五入するものとします。）の倍額相当額の損害金を支払い、かつ明渡し遅延及び原状回復義務の不履行並びに引取りの遅延により当社が蒙った損害を賠償するものとします。

4. 当社が契約者に対して賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限り、ただし、損害の賠償にあたっては、第4条第3項又は第4項に基づいて当社又は契約者により保管品に付保された保険及び第30条に基づいて契約者により本施設に持ち込まれる物品等に付保された保険を当該賠償金に充当するものとし、当社は付保された保険の担保範囲内でのみ責任を負うものとします。
5. 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならないものとします。

### 第32条 免責

本施設において生じた利用期間中の盗難・破損等の事故に関し、当社は一切の責任を負いません。

### 第33条 譲渡禁止

本契約に基づく一切の権利義務の譲渡の譲渡はできません。

### 第34条 契約者が死亡した場合の取り扱い

1. 契約者が死亡した場合、次項に掲げる者を、本契約に関する権利義務（本契約の解除事由に該当したことに伴う保管品の引取り義務を含みますがこれに限られない）を有する者（以下「継承者」といいます）として取扱います。ただし、死亡した契約者の遺言により、保管品の継承者への引渡しを行うべき遺言執行者がある場合は、次項の規定にかかわらず、当該遺言執行者を継承者として取扱います。
2. 前項の継承者とは、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに契約者の死亡当時、契約者の扶助によって生計を維持していた者及び契約者の生計を維持していた者として扱います。
3. 前項に規定する継承者が数人ある時は、同項に掲げる順序により先順位にある者を継承者として扱います。
4. 前項に規定する同順位の継承者が複数人いる時は、当社においてそのうちの1名を継承者として取り扱うことができます。この場合、当社がその者に対して本契約に基づく義務を履行したときは、他の継承者との関係でも免責されるものとします。

### 第35条 収容貨物の公売等

1. 収容された保管品が公売又は随意売却に付された場合において、当社は、その売却金額から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受けることができ、なお不足があるときは、契約者に請求します。
2. 前項の規定は、当社が契約者に対し、直接に債権の全額の請求をすることをさまたげるものではありません。

### 第36条 収容解除手続

契約者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けていただきます。

### 第37条 関税の提供

保管品が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、契約者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当社に提供する。

### 第38条 延滞金

契約者より前条に規定する提供がなされなかった場合、当社が契約者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年利14.6%の利息を請求します。

### 第39条 反社会的勢力の排除

1. 契約者は当社に対し、次の各号の事項を誓約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
  - (3) 前号に定める場合のほか、反社会的勢力と一切の関係を有していないこと
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動又は暴力行為、偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害する行為、信用を毀損する行為をしないこと
2. 当社は、契約者が前項に定める誓約事項に反することを秘して契約を締結した事実が判明したとき、又は、契約の締結後に誓約事項に反する事実が生じたときは、何らの催告を要せずして、直ちに契約者との間で締結した契約を解除するものとする。
3. 前項の事由により契約が解除され、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第40条 立ち入り

当社若しくはその使用人又は当社の指定する者は、契約者の利用期間中であっても、本施設に自由に入出入りするものとし、契約者はこれを拒むことはできません。

#### 第41条 感染症対策

1. 契約者の本施設利用にあたり、感染症（新型コロナウイルスを含みますが、これに限られません）の陽性者が判明した場合、当社は契約者に対して、次の費用を請求することができるものとします。
  - (1) 消毒除染に係る費用（業者による消毒除染作業費用、又は当社が消毒除染を業者に依頼しない場合の消毒除染作業の協力及び当該作業に係る必要経費）
  - (2) 本施設を閉鎖した場合に係る費用（クラスターが発生した場合又は行政から本施設を閉鎖するよう指導があった場合等、当社が本施設の閉鎖が必要と認めた場合の閉鎖期間に入っていた予約の使用料相当額）
2. 前項の定めに関わらず、当社は状況により、別途契約者と協議のうえ、前項各号の負担割合等を決定することができるものとします。

#### 第42条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本法とします。

#### 第43条 合意管轄

本件に関する紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第44条 約款及び関係法令との関係

1. 本規約に定めのない事項については、当社の約款の定めるところによります。なお、本規約に定める内容と約款に定める内容が表現上重複する部分及び両者の定める内容に齟齬がある場合については、本規約が約款に優先して適用されます。
2. 前項の他、本規約に定めのない事項、又は本規約各条項の解釈につき疑義が生じた時は、関係法令及び一般の慣習により、契約者及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### 第45条 本規定の変更

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規約及び関連規定等を変更できるものとします。この場合、当社は、別途定めない限り、変更後の本規約及び関連規定等の効力発生日を定めるとともに、当該効力発生日までに店頭表示、ホームページ記載、その他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約及び関連規定等は、当該効力発生日から適用されるものとします。
2. 契約者は、前項により本規約及び関連規定等の変更が行われた場合、本規約及び関連規定等の変更後に本サービスを利用したときに、変更後の本規約及び関連規定等に従うことをあらかじめ承諾いただきます。

#### 第47条 言語

本規約は日本語を正文とし、参考のために英語による翻訳文が作成され又は添付された場合でも、日本語の正文のみが規定としての効力を有するものとし、英語訳はいかなる効力も有しないものとします。

# 倉庫寄託約款

(昭和35年2月1日実施)

(昭和56年5月1日一部変更)

## 第1章 総則

(本約款の適用)

第1条 当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

2 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

(営業時間及び休業日)

第2条 当会社の営業時間は、午前時から午後時までとする。

2 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

3 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

(庫入、庫出その他の作業)

第3条 貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。

(書面による意思表示)

第4条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

(通知、催告)

第5条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

2 当社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第97条の2に定める方法により行なうことができる。

(業務上受領する金銭の利息)

第6条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

## 第2章 寄託の引受及び受寄物の入庫

(寄託引受の制限)

第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

- (1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。
- (2) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。
- (3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。
- (4) 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- (5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (6) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第8条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

- (1) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号
- (2) 寄託者の住所及び氏名又は名称
- (3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
- (4) 貨物の寄託申込当時の価額
- (5) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
- (6) その他必要な事項

2 当社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

3 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

(寄託価額)

第9条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当社が不相当と認めるときは、当社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

(貨物の引渡)

第10条 当社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

2 当社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除)

第11条 当社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。

- (1) 第7条各号の一に該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第1項による貨物の引渡がなされなかつたとき。
- (3) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなつたとき。
- (4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

2 寄託者が当社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払

い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

3 当社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

4 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)

第12条 当社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。

### 第3章 証券、証書及び通帳

第13条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。

(証券又は通帳の交付)

第14条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。

2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

(発券受寄物の分割)

第15条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を2枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定にゆだねるものとする。

(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付)

第16条 証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。

### 第4章 受寄物の保管

(保管方法)

第17条 当社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物を入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(再寄託)

第18条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

(混合保管)

第19条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者又は証券所持人の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第20条 受寄物の保管期間は、3カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

2 前項の保管期間は、当社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

3 第1項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

(寄託価額の変更)

第21条 寄託者又は証券所持人は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

2 当社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至つたときは、寄託者又は証券所持人と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置)

第22条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく処置をしなければならない。

(1) 受寄物が保管に適しなくなつたと認められるとき。

(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

2 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

3 前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

### 第5章 受託物の出庫

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第23条 寄託者又は証券所持人が見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、証券その他寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、証券その他必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

(出庫手続)

第24条 証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。

2 証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。

3 当社は、寄託者又は証券所持人が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

(出庫の拒絶)

第25条 当社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。

2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

(一部の出庫の拒絶)

第26条 当社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)

第27条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

2 当社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

## 第6章 引取のない受寄物の処置

(引取の請求)

第28条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

2 前項の請求は、一定の日までに引取がなされるときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

(供託)

第29条 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。

2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

(競売)

第30条 当社は、前条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされるときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。

2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りでない。

(任意売却)

第31条 当社は、第29条第1項の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

(1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

(2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2 当社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。

## 第7章 受寄物の損害保険

(火災保険の付保)

第32条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために、受寄物を当社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当社(再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第34条まで同じ。)と保険者との特約による。

3 当社は、寄託者又は証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。(火災保険金額及び一部出庫による減額)

第33条 当社が前条第1項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2 火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害てん補額の決定)

第34条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。

2 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券所持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は、保険者と協議決定することができる。

(火災保険金の支払手続)

第35条 寄託者又は証券所持人は、当社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

(告知義務違反等による損害の負担)

第36条 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによつて生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

## 第8章 受寄物の損害賠償

第37条 当社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

2 当社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合であつても、その保管の責任を負わない。

(賠償事由及び举证責任)

第38条 寄託者又は証券所持人に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

2 前項の場合に当社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。

(再寄託物の責任)

第39条 当社は、第18条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に関して責任を負う。

(免責事項)

第40条 次の損害については、当社は、その責任を負わない。

(1) 地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によつて直接と間接とを問わず生じた損害

(2) 第34条の規定により決定された損害を補てん補額こえる火災による損害及び寄託者の申出によつて火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害

(3) 寄託者又は証券所持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

(内容不検査貨物に関する免責)

第41条 当社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。

(賠償額の算定)

第42条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

(損害受寄物に関する権利の取得)

第43条 当社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払つたときは、当社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

(引渡による責任の消滅)

第44条 当社は、寄託者又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取つた後は、その貨物の損害について責任を負わない。

(寄託者の賠償責任)

第45条 寄託者は、第8条第3項の場合当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

(引取遅延による損害)

第46条 寄託者が第11条第2項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第47条 当社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

## 第9章 保管料、荷役料、手数料等

(料金の支払)

第48条 寄託者又は証券所持人は、当社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当社の定めた日までに支払わなければならない。

2 寄託者又は証券所持人は、証券、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

(延滞金)

第49条 寄託者又は証券所持人は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあつた日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。

(料金の変更)

第50条 当社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第51条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。ただし、当社の責に帰すべ

き事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

## 特約条項

当社は、保稅を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関稅法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

### (寄託に関する提出書類)

第1条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

### (証券)

第2条 当社は、外国貨物に対して交付する証券には保稅の旨を表示する。

2 外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当会社に提出しなければならない。

### (入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)

第3条 寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

- (1) 保稅倉庫に外国貨物を入庫するとき
  - (2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき
  - (3) 外国貨物を保稅倉庫から出庫するとき
  - (4) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱をするとき
2. 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
3. 前2項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行うものとする。

### (保管期間)

第4条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の請求に対しては、これを拒絶することができる。

### (輸入手続完了後の受寄物)

第5条 寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2. 当社は、前項により引取がなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保稅を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。
3. 当社は、第1項により引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価格を変更することができる。

### (収容貨物の料金)

第6条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

### (収容貨物の公売等)

第7条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社はその残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは寄託者又は証券所持人に請求する。

2. 前項の規定は、当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

### (収容解除手続)

第8条 寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

### (関稅の提供)

第9条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関稅の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は遅滞なく当該寄託物に対する関稅に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

### (延滞金)

第10条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関稅を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。

### (免責事項)

第11条 当社は、次の損害については責任を負わない。

- (1) 税関が行う検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害
- (2) 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害

# 個人情報保護方針

寺田倉庫株式会社（以下、「当社」という）は、文創企業として「モノだけではなく、価値をお預かりする」という理念に基づき、事業を展開しています。当社は、安心・信頼のもと、お客様の大切な「モノ」そして「価値」を預けていただけるよう、質の高いサービスを提供し続けることが社会的責務であると考えております。また、お客様（お取引先を含む）および従業員からお預かりする個人情報につきましても、お客様からの安心、そして社会からの信頼を確実なものとするため、その重要性を理解し、法令等コンプライアンスを遵守して適正に保護することは、極めて重要な責務であるとの認識のもと、『個人情報保護方針』を定めました。

当社は、この方針をすべての従業員に周知し、遵守の徹底を図り、個人情報の適正な取り扱いに努めてまいります。

また、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）についても、この個人情報保護方針の対象とします。

## 1. 適用範囲

当社の事業・業務の用に供している個人情報に関する、個人情報保護マネジメントシステム（以下、「PMS」という。）を確立、実施、維持、かつ、改善するため、「組織及びその状況の理解」「利害関係者のニーズ及び期待の理解」「他の組織とのインターフェース及び依存関係」を考慮し、その境界及びPMSの適用可能性を決め、適用範囲を決定するものとします。

## 2. 当社が実施している主たる事業・業務

- 不動産事業
- 保存保管事業
- 保存保管関連事業
- 雇用・労務・人事管理業務
- 経理業務

## 3. 個人情報保護目的

この方針に基づき、関連するグループ及び階層において、個人情報保護要求事項並びにリスクアセスメントおよびリスク対応の結果を考慮して個人情報保護目的を確立します。この目的を伝達し計画的にその達成に努めます。

## 4. リスクマネジメント

当社は、当社事業・業務の用に供している個人情報を特定し、個人情報保護リスクから保護し、安全かつ確実・適正に取り扱うために、体系的なリスクアセスメントのプロセスを定義し、実施します。評価基準を定め、リスクを洗い出し、分析・評価し、顕在化したリスクに対する適切な対策（管理策）を講じます。また、このリスクに対し、必要、かつ、適切な管理策および安全管理措置を講ずることにより、個人情報に対する不正アクセス、盗難、不正な持ち出し等による紛失、破壊、改ざん、漏えい、滅失またはき損、関連する法令に対する違反、経済的な信用の失墜、本人への影響の防止、是正および予防措置に努めます。

## 5. 目的外利用

当社は、当社事業・業務において特定された利用目的の達成に必要な範囲でお客様および従業員の個人情報を適切に取得、利用および提供します。このために社内管理体制を強化し、社内規程を策定、周知、徹底する等、目的外利用を行わないための適切な措置を講じます。

## 6. コンプライアンス

当社は、個人情報に関する法令、国が定める指針およびその他の関連する規範（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを含む）、個人情報保護に関連する適用されるその他の要求事項および当社事業・業務に関連する法令規範等の要求事項、お客様および外部関係機関等との契約に含まれる要求事項、自主管理基準を、遵守し、これを常に最新状態に維持、管理します。

## 7. 個人情報保護体制

当社は、個人情報に関する責任者として個人情報保護管理者を任命し、個人情報保護マネジメントシステムの円滑な推進、運用を図るために個人情報保護推進体制を構築します。

## 8. 苦情相談

当社は、個人情報および特定個人情報の苦情および相談に対して、体制を整備し、迅速かつ適切な対応をします。

## 9. 教育・訓練

当社は、個人情報保護のために必要な教育・訓練を定期的実施し、個人情報保護に関する知識の向上および個人情報保護に対する意識の向上を図ります。

## 10. 継続的改善

当社は、本方針が遵守されていることを確実にするため、個人情報保護マネジメントシステムの実施状況を監視・測定・分析・評価及び監査、是正を実施し、継続的な改善に努めます。

制定年月日：2005年9月27日

最終改訂日：2019年7月1日

代表取締役社長 寺田 航平

個人情報保護方針に関するお問い合わせは、下記までお願いします。  
寺田倉庫株式会社 個人情報保護管理者 人事グループリーダー  
E-mail : privacy\_policy@terrada.co.jp

## 個人情報の取扱いについて

### 1. 個人情報の取得について

お客様および従業者に対し利用目的等を明確にし、お客様および従業者が同意したその利用目的の達成に必要な範囲内において適法、かつ、公正な手段によって取得いたします。なお、個人情報とは特定の個人を識別できるもの、個人データとは個人データベース等を構成する個人情報と定義します。

<事業者の名称>

寺田倉庫株式会社

<個人情報管理者の氏名又は職名、所属及び連絡先>

個人情報保護管理者 木村 哲章

住所：〒140-0002 東京都品川区東品川 2-6-10

E-mail : privacy\_policy@terrada.co.jp

<取扱う個人情報の利用目的>

- (1) お客様と当社との間の契約の成立および履行
  - (2) お客様との商談、打合せのための連絡
  - (3) 各種イベントの運営
  - (4) 当社、関連会社および当社の業務提携先のサービス・商品等のご案内（ダイレクトメール、電話、宣伝物や印刷物の送付等）
  - (5) マーケティングおよび販売促進、商品企画のための統計データ作成（個人は識別できません）
  - (6) 当社におけるサービスの開発、分析及び研究
  - (7) 当社事業・業務（不動産事業、保管事業、保管関連事業）における提案、募集及び契約
  - (8) 当社事業・業務（不動産事業、保管事業、保管関連事業）における連絡
  - (9) 緊急時における連絡
  - (10) 募集・採用、雇用、労務・人事管理、公的手続きに関連する事項
  - (11) その他上記に付帯関連する事項
- （以上が当社の保有個人データの利用目的です。）

個人番号を利用することができる範囲については、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定いたします。特定の事務とは、法令に基づき、従業者等の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険者取得届等の書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務といたします。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。

金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合

<電話による録音について>

当社は、お客様のご意見やご要望等を正確に把握して対応するため、通話内容を録音させていただく場合がございます。予めご了承ください。これら録音された情報は、利用目的の必要がなくなり次第、速やかに消去いたします。

<監視カメラによる録画について>

当社が管理する施設において、お客様の安全のため、防犯のために監視カメラにて録画させていただく場合がございます。予めご了承ください。録画された情報は、一定期間保管され、その後速やかに消去いたします。

### 2. 個人情報の利用について

当社は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、必要事項をご本人に通知し、同意された利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

但し、次のいずれかに該当する場合は、除きます。

- a) 利用目的を本人に通知するか、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 利用目的を本人に通知するか、又は公表することによって当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- d) 取得の状況からみた利用目的が明らかであると認められる場合

個人番号については、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合はありません。

Cookie や JavaScript 等の技術を利用して、ご提供いただいた情報のうち、年齢や性別、職業、居住地域など個人が特定できない属性情報（組み合わせることによっても個人が特定できないものに限られます）や端末情報、当社のウェブサイト内におけるユーザーの行動履歴（アクセスした URL、コンテンツ、参照順等）及びスマートフォン等利用時の、ユーザーの承諾・申込みに基づく位置情報を取得し、利用することがあります。

Cookie や JavaScript 等の技術が無効化されたいユーザーは、端末の設定を変更することにより Cookie や JavaScript 等を無効化することができます。ただし、Cookie や JavaScript 等を無効化すると、一部の機能をご利用いただけなくなる場合があります。

### 3. ご本人への連絡又は接触について

お客様および従業者が同意した利用目的の達成に必要な範囲内において適法かつ適切にご本人に連絡又は接触いたします。

但し、次のいずれかに該当する場合は、除きます。

- a) 個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託された場合であって、当該個人情報を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取扱う場合
- b) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合で、利用目的などを本人に明示し、通知又は公表することなく取得した個人情報を利用して、本人に連絡又は接触する場合
- c) 法令に基づく場合  
(※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律においては、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために、従業者等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限る)
- d) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- e) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- f) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 4. 個人情報の第三者提供について

個人情報を第三者に提供する場合、あらかじめ、ご本人に対して、必要事項を通知し、同意を得ます。また、特定した利用目的の達成に必要な範囲内でこれを行います。但し、次のいずれかに該当する場合は、除きます。

- a) 本人の同意を得ることが困難な場合であって、法令等が定める手続に基づいたうえで、必要事項をあらかじめ、本人に通知するか、又はそれに代わる同等の措置を講じている場合
- b) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、本人又は当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報を提供する場合であって、必要事項を、あらかじめ、本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合
- c) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合
- d) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取り扱う場合
- e) 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の間で、一定事項が契約によって定められている場合
- f) 法令に基づく場合  
(※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律においては、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務のために、従業者等の特定個人情報を行政機関等及び健康保険組合等に提供する場合等に限る)
- g) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- h) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- i) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 5. 個人情報取り扱いの委託について

円滑な事業運営を行い、より事業を提供するために、事業・業務の全部または一部を委託する場合があります。この場合、特定した利用目的の達成に必要な範囲内において適法かつ適切にこれを行い、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において、個人情報の適正な取り扱いに必要な適正管理および機密保持事項等を取り決めて契約いたします。

#### 6. 個人情報を提供されることの任意性について

利用目的の達成のために必要とされる個人情報が提供されない場合、各種事業・業務等を適切な状態で提供できない場合があり、利用目的が達成されないことがあります。

#### 7. 保有個人データに関する事項の周知および開示等の請求について

当社は、ご本人から求められる開示、内容の訂正、追加または削除、利用停止、消去および第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有する保有個人データに関して、ご本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、開示等という）を求められた場合は、遅滞なくこれに応じます。また、適法、かつ、公正な手段によって個人情報を取得し、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。

<保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先>

寺田倉庫株式会社 個人情報苦情相談対応窓口

E-mail : privacy\_policy@terrada.co.jp

受付時間：平日 11：00～15：00 土日祝祭日・年末年始を除く

\*当社の個人情報保護に関する苦情および相談につきましてもこちらの窓口でお受けいたします。

上記窓口でメールでお問合せください。お手続きの詳細をご連絡させていただきます。

直接、当社へご来社いただいたお申し出はお受けいたしかねますので予めご了承ください。

<保有個人データの開示等の請求手続>

保有個人データの開示等に関して、「保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先」に申し出ることができます。

データ漏洩防止のため本人確認をさせていただき、個人情報保護法第三十条の規定に従い手数料（1件当たり 800円・税込）を徴収させていただきます。

請求手続は、迅速な対応を行いますが、法令等により、請求にお応えできない場合もございます。その際は、理由を通知いたします。

詳しい手続きに関しましては「寺田倉庫株式会社 個人情報苦情相談対応窓口」にお問い合わせ下さい。所定の書式（「個人情報の開示等請求」）を郵送いたします。

<ご本人確認に必要な書類>

開示等の求めをする方が、ご本人であることを次の書類で確認いたします。

「個人情報の開示等請求書」に記載されている開示等を求める方の氏名および住所と同一事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、社員証等、住民票の写し、個人番号カード、印鑑証明書、外国人登録証明書のコピーのいずれか1通。

本籍地の情報及び個人番号は塗りつぶしてお送りください。

お送り頂いたコピーは、「保有個人データの開示等請求に対する回答書」をご郵送の際、同封して返却いたします。

<代理人の方が請求される場合>

代理人の方がご請求される場合は「寺田倉庫株式会社 個人情報苦情相談対応窓口」にご連絡ください。

<開示等のご請求に関して取得した個人情報の利用目的>

開示等のご請求にともない取得した個人情報は、開示等のご請求に必要な範囲のみで取り扱うものとします。ご本人確認のためご提出いただいた書類は返却いたしますが、それ以外については適切に管理し、開示等のご請求に対する回答が終了した後、廃棄させていただきます

以上